

平成18年度 第8回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時
平成18年11月17日(金) 午後1時30分から5時15分まで
- 2 場 所
千葉県庁 中庁舎10階 大ホール
- 3 出席者
委員会：瀧委員長、石黒副委員長
岡本委員、鈴木委員、岩瀬委員、柳澤委員、寺田委員、杉田委員、鍋島委員、
長尾委員、田畑委員、内山委員
事務局：鈴木次長、平井課長
松澤室長、大竹主幹、八木主幹、松田主査、三田副主査、坂元主任技師
傍聴人数：7名
- 4 事 案
(1) 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価方法書について(答申案)
(2) 一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)建設事業に係る環境影
響評価準備書について(再検討)
(3) その他
- 5 議事の概要
(1) 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価方法書について(答申案)
別紙1のとおり
(2) 一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)建設事業に係る環境影
響評価準備書について(再検討)
別紙2のとおり
(3) その他
次回開催予定について事務局から説明

【資 料】

- 1 会議次第
- 2 手続経緯等

【別紙 1】

君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価方法書について（答申案）

- (1) 議事開始 事務局において資料確認の後、委員長により議事進行
- (2) 事務局説明 当該事案に係る答申（案）、手続の経緯、検討結果等について、資料により説明
- (3) 質疑等

委員： 市原市からの意見について、市原市は重要な生物種について独自の基準を持っていると思うが、それに基づいた意見なのか。

事務局： 市原市に確認したが、環境審議会に諮り検討して出てきた内容と聞いている。検討の経過は詳しく聞いていない。

委員： 市原市など、それぞれの自治体がこのような評価の基準を設けている場合、その基準とこの環境影響評価の関係をどう考えているのか。

事務局： 環境影響評価の知事意見の形成に当たっては、委員会の意見と市町村長意見、住民意見を踏まえて知事意見を形成するという事となっている。千葉県の場合は答申案を検討してもらう場合に市町村長意見、住民意見を踏まえて答申（案）を作っている。委員会としての答申がそのまま知事意見に反映するという事となると、知事意見を形成するときに市町村長意見も考慮して作る事から、それぞれの自治体独自の自然環境などに対する方針があれば、この場で審議してもらいたいと考えている。

委員： 今までの手続ではそうだったと思うが、それぞれの地域の自治体が全部基準を持っていた場合、事業者は調査に当たってそのことを十分考慮して行うという指導はしていないのか。

事務局： あくまでも環境影響評価の手続の中では、市町村長の意見がそのまま事業者へ渡るという事にはなっていない。市町村長意見の中で追加する必要がある項目については市町村長意見を知事意見だけでなく指導という形も含めて、行う事としている。この中で委員会として必要なものであれば委員会としての意見の中にも含めて知事意見として答申してもらうということもできる。

委員長： 市原市から出てきた意見について、県としては今のところ指導で考えているということである。

委員： 大分前のアンケートの時に市原市からは事細かに意見が出てきたことが何回かある。県全体では、なかなかきめ細かくできないので、地域のことに自治体がそれぞれ基準を持っていることが望ましいが、持っているところは少ないと思う。今回はこの内容で進めて良いと思う。今回は方法書なので、将来、調査に当たりこのことを十分に踏まえて調査、影響評価を行うように事業者を指導して欲しい。今回は、将来の検討の要望としてお願いしたい。

委員長： 事務局及び委員会への要望とし、時期を見て検討するという事でよいか。委員が心配していることについては、答申案の3ページの生態系にかかわる事項の調査区域の範囲について、自然を考慮し、或いは前文で自然豊かな地域であるかどうか。

事務局： 委員の危惧している、重要な植物でミツバツツジ、オミナエシという個別種

について、市原市としても重要な植物であるという判断であろうということであれば、事務局としては指導と考えているが、市原市からの意見ということをつけ加えて指導ということとしたい。

委員： 指導してもらえれば、それでよい。

委員： 括弧7のウについて、生態系にかかわる事項ということで調査範囲を広げろということだが、生態系というと、動物と植物が関わってくる。この生態系に関わる動物と植物の調査を広げないと生態系に関わる調査はできないので、ここでいう意見には、当然、生態系に関わる動物、植物の調査も入っていると理解すべきと思うが、生態系にかかわる事項なのでそれに関わる動物、植物の調査も広げると理解するのか。

事務局： 方法書の中で貴重な動物に関しては、行動範囲を見て調査を行うということで200mの範囲に限定していない。鳥類、動物に関しては、200mの範囲の限定はしていない。植物等に関しては、200mの範囲になる。この表現は、自然植生の繋がりなど必要に応じて、200mの範囲に限らないで調査範囲を広げろという意見になっている。委員の言うように、植物に関しても植生の広がりや影響の範囲が解る範囲まで広げて行って欲しいという主旨が事務局案の中に入っている。

委員： 事業者が理解してくれればよい。

事務局： 理解できるように指導する。

委員： 悪臭に関して悪臭が拡散しにくい冬季の早朝、夕刻を調査とあるが、検討結果では、「影響要因が最大となる時期とする必要がある」としているの、埋立事業が定常状態になり、影響要因が最大となる時期が夏と冬季のこの時期となるという理解か。冬季が高くなる理由はどんなところか。

事務局： 悪臭に関しては、感覚的には夏季が高くなると思われる。冬季に関しては、技術指針の中で冬季は大気の接地逆転の現象が起こり、拡散しにくい気象条件の時も検討するようになっている。悪臭の発生自体は冬季ではそんなに高くないと思われるが、悪臭の拡散ということ考えると冬季に拡散しにくい接地逆転の現象が起きたときも評価するようになっていたの意見として加えている。

副委員長： 影響が最大となる時期に行うことがよいので、方法書の中には夏季に調査を行うこととしているので、冬季についても意見で追加し、両方で最大となる時期には行えるようにするものとなっている。

委員： 塩化物に関連して、2の環境影響評価項目括弧3の水質で放流水に限定している。今日の資料の地下水観測井戸測定結果があるが、放流水について塩化物が高濃度で出るということで浸出水の処理後の放流水を調整池を経由して放流していたが、今後調整池を経由しないで直接放流するというので、放流水に限定した環境影響評価ということであるが、今後、継続して直接放流する計画なのか、調整池を経由することはないのか。また、現在のように調整池経由に返るのであれば、この意見に放流水だけでなく地下水についても追加する必要があると思うがどうなのか。

事務局： 廃掃法の技術基準の関係で許可に係る内容である。産業廃棄物課で処理水に関しては調整池に入れなくて、直接河川に放流するように指導していくということで、増設後も直接放流となる指導をすることとなっている。

委員： それでは、放流水に限定して良いということになる。

事務局： 調整池の底については、雨水涵養という考え方によりコンクリート等で処理

をしておらず、地下浸透する形態になっている。よって、雨水は洪水調整のため調整池に入れるが、浸出水の処理水については、直接河川に放流すると聞いている。

委員： このデータを見ると放流水の水質が18年の7月と8月までは高くないが、9月からは塩化物イオンは、非常に高くなっている。これが放流水に起因しているか原因はあまりハッキリしていない。これから原因は追及するということであるが、処理水に限定して良いのか、処理水だけ外に出しても他に入ってくるものに塩化物はないのか、原因がハッキリしていないのではないかと。他に原因はないのか。

事務局： 管理型の最終処分場は、底に敷いてある不透性のシートが切れているかいないかの判断のために観測井戸を設けている。現段階においては、調整池の底が浸透性になっていることから、直ぐその脇の観測井戸で測定された塩化物については、処理水が調整池に入り、地下浸透して観測されたものではないかと考えている。その推定のひとつとしては、この処分場に関しては、遮水シートが切れたら漏水を感知するようなシステムが設置されており、これが作動していないこと、また、穴が空いたら自動的に修復するシートが設置されていること、もし、遮水シートに穴が空いて浸出水が下に浸透したとしても、この遮水構造の下に地下水の集水管が入っているが、この排水が出てきていない、という状況から現時点では、原因として考えられることは、放流水が調整池で地下浸透して観測したものと推定されている。今後、産業廃棄物課と事業者で詳しい調査を行い、原因を究明していくということとなっている。もし、遮水シートが切れているなら、埋め立てた廃棄物を掘り修復していかなければならないこととなる。9月に高濃度が出ているので、現時点の推定としては、今説明したようなことと考えているとのことである。

委員： 今のことに関連して、地下水には漏洩していないとのことだが、遮水シートの下はどのような構造なのか、ただの土なのか。ポイントで洩れるのでそのまま吸水性が良ければ広がらずに落ちていく。本当に洩れていないのか。底の構造はどのようなになっているのか。

事務局： 処分場の遮水構造は、遮水シートが二重になっており、このシートの中に漏水検知器が入っている。この二重のシートの下に自己修復シートで水により膨潤して穴を塞ぐシートがあり、この下の層にベントナイトという粘性土が50cm成形して敷いてある。さらに、この下に地下水の集水管が敷設してある。この集水管の役割は、ベントナイトは水が入ると膨潤して膨らむが、さらに多くの水が来ると溶けてしまうおそれがある。このため、地下水がベントナイト層まで上がらないように地下水の排水管が入っている。このため、遮水シートを通過して来たら、ベントナイト層で一度受けてさらに通過したら、地下水集水管に入ってくるような構造になっている。

委員： ベントナイト層の下には土があってそこに地下水集水管が入っているのか。

事務局： そうなっている。

委員： モニタリングの井戸の位置だが、2番は洩れているということだが、2番、3番の場所があまり良くないように思える。モニタリング井戸を増やすということが必要ではないか。もう1本くらい増やした方がよいのではないかと。

事務局： 今の井戸は、影響を受けているので継続してみたいが、新たに、少し上流の調整池の影響の出ているところでモニタリングを行う計画になっている。

委員： もう1本増やして行うのか。

事務局： 新たに追加して行う計画になっている。

委員： 下流部の影響の出ている50m位下にもあった方が良くはないか。

事務局： 今調査を行っているモニタリングの井戸は、処分場全体の遮水構造からの漏れの影響を見るために設置しているものであり、今の想定では、雨水調整池の下から浸透した塩化物の影響の可能性があるので、雨水調整池の影響が無く処分場の影響がみられる地点に井戸を追加してモニタリングを行う計画となっている。

委員： その井戸は、どの辺りになるのか。

事務局： 資料の図で「調整池」と記載されている左側に事業場との敷地境界の線があると、道のよう記載されている線があり、ちょうど曲がった辺りの位置のやや上を考えているとのことだ。

委員： 50m位掘るのか。

事務局： 40mを予定しているとのことである。

委員長： 今の地下水への塩分の漏洩の問題とこの事業の方法書についての答申の時間的なスケジュールはどうなっているか。たとえば、漏洩の対策が終わってから答申という時間的なものは取れるのか。

事務局： この君津環境整備センターについては、条例の規定で知事意見の提出期限が決まっており、12月13日が知事意見の提出期限となっている。12月13日までに知事意見を提出しなければならないが、今確認したところでは、漏洩の原因究明については、12月の後半までかかるとのことなので、知事意見の提出までに結果が出るということはなく、知事意見を出した後に結果がでるスケジュールとなる。

委員長： 制度的には、知事意見を先に提出しなければならなくなっているということならば、答申案はこれで良いか。何か意見はあるか。

副委員長： 知事意見の提出期限もあるのだから、答申案については委員会の意見が反映されているのでこれでよいのではないかと。原因調査については、別途対応として調査をして場合によっては対策を行うということだが、別問題と考えて良いのではないかと。答申案についてはこの内容で良ければ答申したいと思う。

もう一つは、漏水については、事務局からも説明があったが、漏水検知器を付けているので、そこで洩れたということであれば、値が出てくるはずである。雨水調整槽に塩化物を含む処理水を入れているということで、その影響がないかということでは表3を見ると9月の塩化物の濃度が2000mg/Lということでは10月については元に戻ったのではないかと。11月のデータがないのでよく分からない。いずれにしても、産業廃棄物課が検討しているように雨水調整槽に処理水を入れるのは良くないので別途排水を行った方が良く、その場合に塩素イオン濃度が高いと雨水調整槽からの水とを合流して希釈効果を行った方が良く、いずれにしても、答申案と対策は別の問題として扱った方が良くはないかと思う。漏水していたら直ぐに対策を取らなくてはならないため別に扱った方が良く。

委員長： ただ今の意見のように別に扱うこととして良いか。良いようなので、この内容で答申とする。

【別紙 2】

一般国道 468 号首都圏中央連絡自動車道（大栄～横芝）に係る環境影響評価準備書について（再検討）

（ 1 ）事務局説明：当該事案に係る環境影響評価の手續経緯等について説明
（委員からの質問等なし）

（ 2 ）事業者説明：公開部分について、追加資料に基づき委員意見に対する事業者見解を説明

（ 3 ）質疑等

委員：個人的には、街路樹は日照障害、風の障害とはなるものの、良好な景観を創っていくという観点からは、意見は分かれるかもしれないが、可能な限り高架道路をむき出しにせず、周辺に植樹等の配慮が必要と考える。

道路事業者側からすると周辺農地に補償をしなければならない状況も出てくる。しかし、実際は、生産調整田や放棄田があると思われるし、この様な農地を高架道路の周りに集められれば、農業補償も考えずに済み、植樹する場所も確保できる。これからは、環境行政はこういうことも考えてやっていかなければならないはずである。実際は、道路事業者に対するアセスメントなので、道路事業者に対してしてあれこれ言う場になっているが、本来は千葉県環境行政をどうするかという話になるわけで、もちろん農政サイドと話をしながら、圏央道周辺の沿道環境を造っていかなければならない。道路だけ造ってそれで終わりではなく、農政サイドも生産調整田は道路の周辺に集めるなど、道路が建設されることで考えられることでもあるので、個人的意見ではあるが、よく考えてもらいたい。環境生活部に対するお願いである。もっと広い目で、県の環境をどう作っていくべきか、これからは考えるべきである。

委員長：事業者に直接というよりも環境生活部に対しての要望と考えて良いか。

委員：事業者も県であるので、県全体で考えて欲しいという趣旨である。

委員長：委員会と事務局の課題として承りたい。

委員：大気については、前回までに説明をいただき、概ね妥当と考えている。一点、バックグラウンドの計測値について、異常値ではないかと思われる数字が含まれているが、現時点で確認は不可能と思われる。周辺の他の地点のデータから推定しても、環境基準を超過することは考えられず、この準備書については概ね受け入れられるだろう。しかし、今後は、計測値の異常がでないよう、最新の調査計画に基づいて、適切な調査をしていただきたい。

委員：本日の濁水に関する資料、8 ページの表について、現況河川のSS濃度を推定したとの説明があったが、この数値算定の根拠の妥当性について説明願いたい。

事業者：降雨時に2回測定した現況SS値とその時の観測所の雨量から、50mm降雨時のSS濃度を推定している。

委員：資料編2-4-5の現況測定データを見ると、雨量は明確にはわからないが、例えば尾羽根川の7月はSSが78、10月は20となっており、推定されたSS濃度は極めて高い数値になっている。算出値の妥当性を示して欲しい。

事業者：資料編に記載したデータの測定時の雨量は50mm以下であったので、2回の降

雨時の測定値から 50mm 降雨時の推定値を算出したもので、妥当性はあると考えている。

委員： 資料編のデータとの整合性の説明がついていない。実際の工事にあたっては、河川管理者との協議を行うとあるので、それにしたがって行っていただくよう、強く要望する。

事業者： 事業実施段階で、河川管理者と詳細な調整を行ったうえで事業実施して参りたい。

委員長： 本日の資料の表の現況河川については、50mm 降ったときの予測流量と予測 S S 濃度と考えて良いか。

事業者： はい。

委員長： 例えば、予測流量 $31000\text{m}^3/\text{日}$ 、これは単純に計算すると $0.358\text{m}^3/\text{秒}$ となる。資料編 2-4-5 には流量が $0.3\text{m}^3/\text{秒}$ 、S S 濃度が 78 や 20 となっている。これで整合性があると見るのか。

事業者： 2 回のデータを元に算出する方法で考えており、沈砂池の想定降雨 50mm で比較することが妥当と考えている。

委員長： 答えになっていない。

事業者： 50mm というのは実測値ではないため、2 回の降雨時のデータから比例計算で算出している。2 点を結ぶ直線として計算している。

委員長： このような大規模な事業であるにもかかわらず、2 点しかデータがないこと自体おかしいのではないか。資料編 2-4-5 の尾羽根川の現況測定値を見ると、流量 $0.3\text{m}^3/\text{秒}$ のとき、SS が $79\text{mg}/\text{L}$ であったり、20 であったりしているが、推定値は 93 となっている。大きく見積もっているのではないか。

事業者： 2 点しか実施していなかったもので、工事の実施の際には、再度調査のうえ行っていきたい。

委員長： 3 河川について書いているが、その 3 河川の先がどういう環境を抱えている河川であるかということまで考えると、このまま無視するわけにはいかない。資料編からは、現況でも環境基準を超えることが多いと読み取れるが、にもかかわらず、問題ないという予測結果が腑に落ちない。高谷川と多古橋川は栗山川に注ぎ、尾羽根川は根木名川につながり利根川に出て行く。これらの河川は成田空港を上流に抱える川でもあり、周辺の方々は河川に強い関心を持っている。

事務局： 現在準備書段階であるが、降雨量と現況調査結果の 2 つデータからの推計値を評価書に載せることは妥当性から如何なものかと思われる。現時点では事後調査をきちんと行う、いくつを目安にモニタリングを行う、環境保全措置を取るといった部分に関して委員会の意見として出してもらおうという方法があると考えている。

委員： 妥協案としてそのような方法ではないか。ただ、委員長の言うように、計算上のものではないかという印象である。今後、事務局と協議の中できちんとしたものを作ってもらいたい。

委員長： 調査した結果が、ある面の真実を表しているのだから、調査結果を活用して対応して欲しい。今後の対応によっては、沈砂池の大きさも見直される可能性があるか。

事業者： 事務局と調整して検討して参りたい。

委員： 資料として、新しい千葉県植物誌を使用しているか。

事業者： 調査結果を見るときに参考にしている。

- 委員： 以前から言っているが、目録や種の問題等で千葉県植物誌との食い違いがある。いろいろ参考とした資料をあげているが、検討の中で千葉県植物誌が出てこないのはなぜか。
それから、帰化植物の取扱いについて、一つの観点から検討し、いろいろ改めてもらったが、まだ確認が足りないのではないか。例えばシロバナタンポポを帰化種として残している点等である。
- 事業者： 帰化種について、基準を明確にという指摘があったので、今回明確にした基準にしたがってすべて見直しを行う。
- 委員： もう少し検討の余地がありそうなので、見直しを願いたい。
- 事業者： 先ほどの千葉県植物誌については使用している。
- 委員： 使用しているのであれば、それが現れていない。それをおいて他の資料を使っている部分がある。
- 事業者： 用いた文献について、植物確認種一覧のあとに、記載することとしたい。
- 委員： 千葉県植物誌の見解と準備書の記載に食い違う部分があるため、参考資料として記載しても、どこまで生かされているか疑問である。
- 事業者： そのような形で対応する。
- 委員： カワセミの移動経路の分断について、ボックスカルバートで対応するとある。ボックスカルバートは餌動物の魚の利用水域をつなげるという意味はあるが、広い道路幅のボックスカルバートをカワセミが移動に使用するか疑問である。8-7-297 に事後調査が記載されているが、利用状況について定点調査において確認するとある。通るかどうかわからないものについて対策として記載するのは如何なものか。
- 事業者： カワセミの特性として水路の数メートル上を飛ぶと考えているため、ボックスカルバートを造ることにより、移動経路の分断の軽減を図ることが出来ると考えている。
- 委員： 見解の相違であるが、カワセミは水路の上だけを飛んでいるだけでなく、縦横無尽に飛んでいる。普通の鳥と同じように道路を横断するほうが多いのではないかと疑問を呈している。
- 事業者： ボックスカルバートの中を通るという明確な知見はない。ボックスカルバートとしては、水路と人間用通路を包含する大きさを想定している。委員の指摘のように縦横無尽に飛ぶということも踏まえ、道路横断への対策として、盛土構造に植栽等を行うことなどで対応したい。事後調査に記載したのは、通るかどうかわからないが、現在、道路横断方向への飛翔が確認されていることから、これを調査するために計画したものである。
- 委員： 生態系については、前回、前々回に概ね答えていただいていると思う。
- 委員： 景観について、いろいろな論点から対応してもらったが、前提となる植生や生態系の問題など絞られてきているものの、はっきりしない部分があり、これが景観への対応に反映していない。例えば、重要な群落の改変状況の表を作ってもらったが、これと自然地形、動物、昆虫を重ね合わせたときに、保全すべき場所が見え、景観に関わってくると思うが、今ひとつ見えてこない。それぞれの話を重ね合わせて、景観の観点から土地利用の問題や生物多様性の議論も含めて整理してもらいたい。
- 委員長： 個々のパーツを集めて全体を見たときに今一つ物足りないということか。実際の事業実施にあたって、十分配慮してほしいという意見かと思う。
- 事業者： ご意見を踏まえ、事業実施段階で専門家の意見も聞きながら検討して参りた

い。

委員： 実施前に実施のための指針のようなものが整備されるとよい。計画的に実施されると良いと思う。

委員： 排出される廃棄物の再利用が重要である。相当量の伐採材等が出てくるが、工事期間も長いと思われるので、既存の処理施設で対応できる目途がたっているのか。

事業者： 現時点では、例えば伐根材はチップ化してマルチング材等で再利用することを考えている。スケジュールについては、事業実施段階にならないと具体化できない。

委員： 公衆衛生の観点からは、大気、騒音、水質等でしっかり対策をとってもらおうということであれば、特に言うことはないが、景観は人間のメンタル面に影響を与えるので、構造物については、植樹等で覆うことなどで対応されることが望ましいと考えている。

委員長： 欠席委員から意見等はあるか。

事務局： 特に提出されていない。

委員長： 質問も出尽くしたようなので、このあたりで公開部分については終わりとする。

=====

(4) 事業者説明：非公開部分について、追加資料に基づき委員意見に対する事業者見解を説明

(5) 質疑等

===== 事業者退室 =====

委員長： 本件については、方向性の一致を図るためもう一度審議を行う。なお、4つの案件について、各関係委員は予め事業者からの回答を確認しその内容についての意見等を事務局に連絡願いたい。次回は、その審議の後、答申案の検討をしたいが如何か。

各委員： 意義なし。

委員長： 事務局においては答申案の作成をお願いする。本日の委員会はこれにて終了する。

- 以上 -